

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	木之本町黒田 (木之本町黒田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(農)黒田ファームを中心に水稻の農業生産活動に取り組んでいる。
農業者の高齢化が進むことから、(農)黒田ファームの経営改善を行い、(経営面積拡大、若者の加入促進)を行い、集落の核となるよう支援する。
(農)黒田ファームの農業機械のオペレーター不足により、高齢者に作業を依存している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に生産しつつ、大型農業機械の更新を図り生産性の向上を図る。
自治会、農業組合、地権者組合等の組織を活用した人材育成や技術向上を図る。
水稻を中心に生産しつつ、収穫後の水田裏作として稲作後の水田を活用した野菜づくりの取組(例えば高級さといも、しょうが、キャベツ、ブロッコリー)を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
黒田地権者等組合で農地の賃借を調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農業者で調整が見つからない場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
若者の作業教育とオペレーターの育成を進めて能率を上げる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
新しい取り組みで、農業協同組合等の作業機械の貸し出し利用。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--